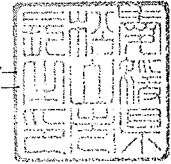


令和2年12月28日

松山市長 野 志 克 仁



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、下記の区域を指定区域として指定するので、同条第2項の規定により公示する。

記

指定番号	指定区域	埋立地の区分
9	松山市菅沢町甲748番，甲750番，甲751番11，甲753番，甲754番，甲755番，甲756番，甲757番，甲758番，甲759番，甲760番，甲761番，甲762番7，甲762番8，甲763番6，甲768番，甲772番，甲773番，甲774番，甲787番2 以上各地番の全部及び 松山市菅沢町乙428番1，甲751番1，甲753番2，甲753番3，甲767番，甲771番，甲775番，甲776番，甲788番，甲789番，甲790番1，甲1529番，甲1530番，甲1531番 以上各地番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。）第13条の2第3号ロに掲げる埋立地